

最高裁秘書第1808号

平成29年4月19日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成29年度（最情）諮問第9号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成29年4月17日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦

理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成29年4月17日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした開示の判断に対し、開示された文書はいずれも以前に裁判所HPに掲載されたものであって、開示された文書以外にも、司法修習生のいづみ寮への入寮を許可するかどうかの基準が書いてある内部文書が存在するはずである旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

司法修習生のいづみ寮への入寮を許可するかどうかの基準が書いてある文書
(最新版)

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、開示対象文書として、平成28年8月1日付け司法研修所事務局長「司法研修所からのお知らせ」(別添の「実務修習希望地調査書」、「実務修習希望地調査書記載例」、「身上報告書」、「身上報告書記載例」、「入寮許可願」、「司法研修所(企画第二課調査係)宛

先見本」，「差出人欄見本」，「写真用封筒貼付用の書式」及び「司法研修所（いづみ寮）総務課寮務係宛先見本」を含む。）を特定した上で，平成29年2月13日付けで開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

（3）最高裁判所の考え方及びその理由

ア 申出人は，司法修習生のいづみ寮への入寮を許可するかどうかの基準が書いてある文書として，開示された文書以外にも，司法修習生のいづみ寮への入寮を許可するかどうかの基準が書いてある内部文書が存在するはずである旨主張しているが，当該文書は存在しない。

なお，司法修習生の入寮については，個々の入寮希望者の事情等を考慮し，利用可能な宿泊施設の収容能力の範囲で入寮を許可する運用を執っている。開示対象文書とした，平成28年8月1日付け司法研修所事務局長「司法研修所からのお知らせ」の要領第3の「入寮許可願＜希望者のみ提出＞」の「3入寮許可決定及びその通知」には，「入寮希望者が収容可能人数を超える場合，まず通所圏内に住居を有しない者を優先的に割り当てる。この割当て後なお収容が可能な場合，その他の入寮希望者について，現在の住所地又は自宅（実家を含む。）等の住所地から司法研修所までの通所時間等を踏まえて割り当てるが，抽選の方法によって割り当てる場合がある。」と記載しているところ，入寮の許否の運用は，この具体的な基準の記載を基に行っており，他の文書は作成していない。

イ よって，原判断は相当である。